

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、変化の激しい経営環境の中で、企業が継続的な成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と有効性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であると考えており、コーポレート・ガバナンスの徹底は重要な課題と位置づけております。また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるためリスク管理や監督機能の強化等を行う方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則について、全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
湯野川 孝彦	234,000	18.92
GLOBIS FUND III, L.P.	167,600	13.55
株式会社マイナビ	75,000	6.06
柿内 美樹	72,000	5.82
凸版印刷株式会社	62,000	5.01
ドコモ・イノベーションファンド投資事業組合	49,200	3.98
GLOBIS FUND III (B), L.P.	47,200	3.82
株式会社ベネッセホールディングス	36,000	2.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	33,900	2.74
株式会社SB証券	28,600	2.31

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
出口 彰浩	他の会社の出身者							○				
丹羽 教夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
出口 彰浩		社外取締役の出口彰浩氏は、当社株主であるGlobis Fund III, L.P.及びGlobis Fund III (B), L.P.の業務執行組合である株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズの出身者ですが、現在同氏は同社に在籍しておらず、株主・投資家の判断に影響を及ぼす虞はないと考えております。	出口彰浩氏は、事業会社における取締役等としての豊富な経験を有しております。客観的かつ中立的な立場から当社の経営に関する的確な助言を頂けるものと考え、社外取締役に選任しております。

丹羽 教夫	○	---	丹羽教夫氏は、社会保険労務士であり、農林水産省や文部科学省における法務業務やコンプライアンス業務の担当及び事業会社の内部監査の担当として、豊富な経験を有しております。社外取締役への就任以前においては、当社の監査役として監査業務全般を担っております。 また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じる虞があるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
-------	---	-----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 洋光	弁護士													
神成 敦	他の会社の出身者													
伊藤 章子	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
 m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 洋光	○	----	小林洋光氏は、弁護士であり、事業会社における取締役や監査役等としての豊富な経験を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じる虞があるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
神成 敦	○	----	神成 敦氏は、事業会社における監査役等としての豊富な経験を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。
伊藤 章子	○	----	伊藤 章子氏は、公認会計士及び税理士であり、事業会社における監査役等としての豊富な経験を有しております。また、当社が株式を上場する金融商品取引所に定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していることから、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬制度に関し、中期の業績向上を目的とした株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。当社の取締役に対して付与する本ストックオプションに関する報酬等の額や付与数等の具体的な内容はいずれも、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準と決定しております。また、本ストックオプションが、当社の業績向上に対する取締役の意欲や士気を高めることを目的としていること等から、その内容は相当なものであると考えております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の業績および株式価値の連動性を明確にし、中長期的な当社の業績向上に対する意欲や士気を高めること及び株主との価値共有を進めることを目的として、社内取締役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役、監査役、社外役員のそれぞれの報酬を総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、当社の業績や従業員の昇給率、勤続年数といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素を考慮して決定しております。なお、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(1) 社外取締役のサポート体制

取締役会については、事務局である経営管理グループより、取締役会開催前に、決議事項、報告事項、これらにかかる資料を送付しており、取締役会開催後速やかに、当会に関する議事録を紙資料または電子メールにて送付しております。また、議案内容等に関する説明及び資料を求める場合には、担当役員、担当部門または経営管理グループが補佐しております。

(2) 社外監査役のサポート体制

現在監査役の職務を補助する専属の使用人は置いておりませんが、監査役の業務の必要に応じて、適宜各部門の使用人が補助に当たっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ 取締役及び取締役会

当社取締役会は6名の取締役(うち社外取締役2名)により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて随時臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかどうかのチェックを行っております。なお、当社は社外取締役に社外の有識者を迎え入れております。社外取締役は当社の取締役会に出席し、議案審議等にあたり専門的見地からの必要な助言を適宜行っております。

ロ 監査役会

当社監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名(すべて社外監査役)によって構成されております。監査役は取締役会に出席するとともに、業務監査、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する適法性を監査しております。当社では監査役による監査役会を毎月1回定期開催するほか、必要に応じて臨時で開催しており、監査方針及び監査計画ならびに監査の状況及び結果について適宜協議を行っております。また、社外監査役に弁護士や社外の有識者が就任しており、客観的かつ専門的な視点から監査を行っております。

ハ 内部監査

当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者3名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

ニ 会計監査人

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の効率性の向上を果たし機動的な業務執行を行うために、業務執行取締役を4名としております。また、会社経営の健全性の維持および透明性の確保を果たすために、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送を努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、開催日の設定に関しては他社の集中日を避けるとともに、出席しやすい場所（ホテル・貸会議室等）を確保いたします。
その他	株主総会招集通知について、上場後は自社ホームページへの掲載を予定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に個人投資家向けに実施することを計画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、主要な機関投資家への訪問を計画しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当該IR専門サイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR活動については、管理ユニットが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、基本方針として、代表取締役が中心となり、当社の全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場会社としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠である、と考えております。この方針を具現化させるための情報開示につきましては、ニュースリリース、決算説明会の開催、四半期決算及び年度決算の各種決算資料ならびに有価証券報告書等、IR情報の当社ホームページへの掲載等、様々な方法を活用・選択し、公正かつタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っています。その概要は以下のとおりであります。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」や「行動指針」を制定し、役職員はこれを遵守する。(具体的には、朝礼での各部門の担当役員やマネージャーによる各人への期待事項を踏まえた講話等で企業理念や行動指針の周知徹底を図っております。)

(b) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。(具体的には、朝礼での経営管理グループによる説明等で社内諸規程の周知徹底を図っております。)

(c) 経営管理グループをコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、社外の有識者を招致した研修等を実施する。(具体的には、年2回(予定)の「コンプライアンス研修」を実施しております。)

(d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役の命を受けた内部監査担当を専任し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査担当は必要に応じて会計監査人や監査役と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。(具体的には、四半期ごとに年4回及び必要に応じて情報交換を実施しております。)

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

(b) 文書管理部署の経営管理グループは、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(b) 取締役会の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は経営管理グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各部門の担当部署が行うこととする。

(c) 各部門の取締役は、取締役会において担当部門の損益や業務執行の内容を報告し、会社の損益に影響を与え得る重要事項を発見した場合には、代表取締役または代表取締役が指名する取締役等を責任者とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士や公認会計士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し、迅速な対応を行うと共に損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図る。

(b) 取締役会のもとに経営管理ミーティングを設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を当ミーティングの参加者に伝達する。

(c) 取締役会のもとに各部門の担当取締役やマネージャーで構成されたマネジメント会議を設置し、担当部門から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。また、社長は各部門の担当取締役やマネージャーに経営の現状を説明し、各部門の取締役や執行役員は担当部門の業務執行状況を報告する。

(d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社を設立していないため、記載事項はありません。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。

(b) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(c) 指名された使用人に関する人事異動、人事評価、賞罰等の人事関連事項については、監査役の同意を要するものとする。

g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(a) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。

(b) 報告及び情報提供の主なものは次のとおりとする。

イ 重要な社内会議で決議された事項

ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ハ 毎月の経営状況として重要な事項

ニ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

ホ 重大な法令・定款違反

ヘ 重要な会計方針、会計基準及びその変更

(c) 取締役及び使用人は、法律違反行為を確認したとき等、必要な場合には、非常勤監査役に対して直接情報提供や通報を行うことができる。

h 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告した当社の取締役、監査役および使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

」その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。

(b) 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。

(c) 監査役は監査法人または会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて監査法人または会計監査人に報告を求める。

k 現状において明らかになった課題・改善点

経営管理グループ担当役員が複数の業務執行を兼務していることから、人員の増強、教育の徹底、権限移譲の実施等が課題となっております。

l 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、財務報告に係る体制を構築し、全社的な統制活動および各業務プロセスの統制活動を強化し、運用しております。

m 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

イ 当社の社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

イ 「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力に対する基本方針等について明文化し、全職員の行動指針とする。

ロ 反社会的勢力の排除を推進するために経営管理グループを統轄管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。

ハ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

ニ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

ヘ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために行動指針を制定しており、その中では「常に倫理と法令を遵守し、私たち自身のあり方を定期的に見つめ直し、より信頼される活動を行えるよう努力を惜しみません。」と定めております。また、当社における方針・基準として、「反社会的勢力対策規程」を定めております。

これらを受け、当社の主要な会議や、朝礼等の機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。また、東京都暴力追放推進センターを通じて情報収集を行い、社内で情報を共有しております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」及び「属性調査マニュアル」を制定し、所管部署は経営管理グループとして、運用を行っております。

具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。継続取引先についても、毎年取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

なお、所轄警察署や暴力追放推進センターとの関係を強化するべく、不当要求防止責任者を選任・配置しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

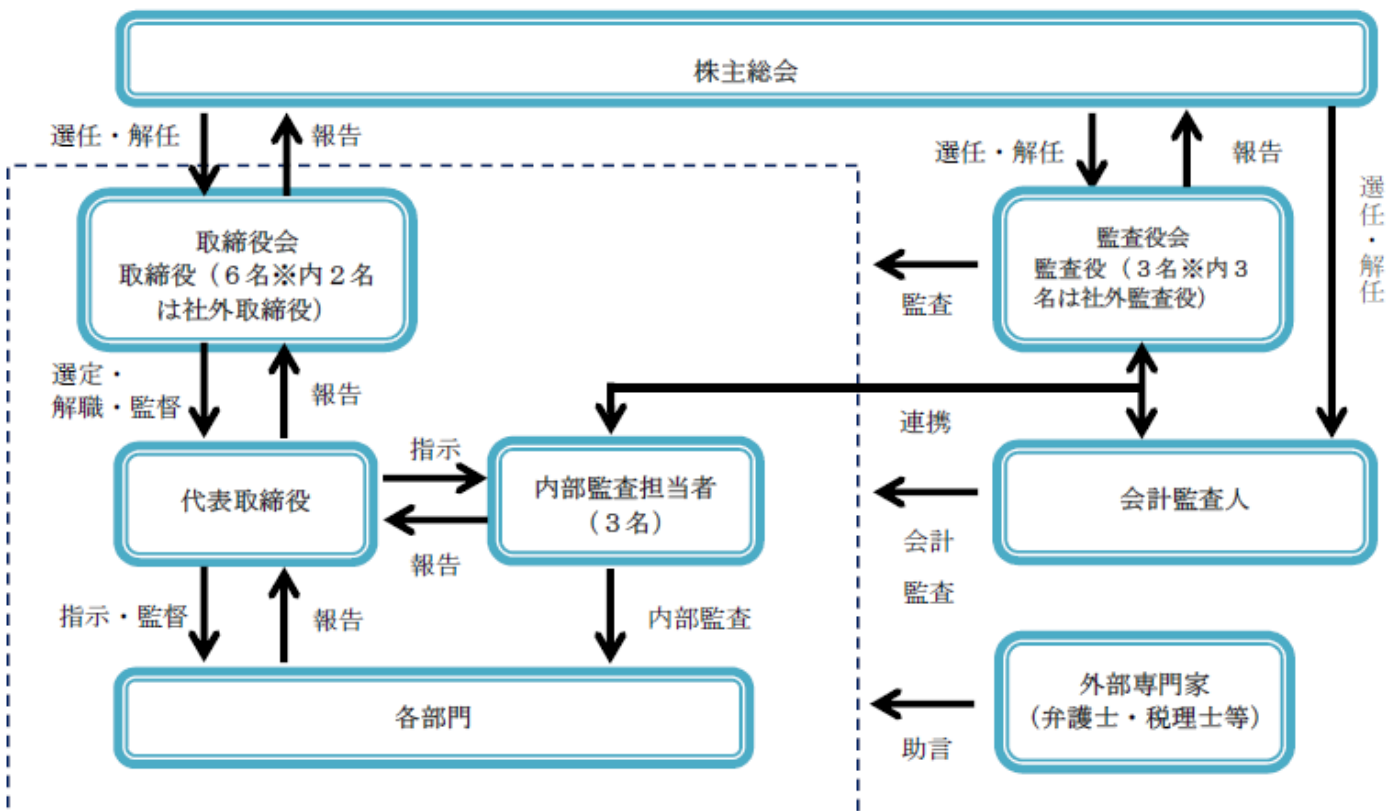
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

